

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町学校体育施設の開放に関する条例 第7条		
例規番号	昭和61年条例第5号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料をあらかじめ納入しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日